

3 学校におけるアレルギー疾患の対応体制の確立

個人情報の取り扱いに十分留意して、児童生徒の情報を全教職員で共有をし、日常的な安全管理とともに、緊急時に迅速な対応ができる体制づくりをします。

【アレルギー対応委員会について】

校内にアレルギー対応委員会を設置し、教職員の役割を明確にし、組織的な対応を進める。日常の取組と緊急時の対応等について、教職員間で情報を共有し、組織的な対応を進める。また、給食における除去食や対応食のチェック体制を整え、教職員や関係者の共通認識のもと、食物アレルギー事故防止の徹底を図る。

【緊急時対応マニュアルについて】

校内アレルギー対応委員会において、別添参考資料を活用し、学校の実状に応じた緊急時対応プランを作成して、職員会議等で教職員全員の共通理解を図る。また、シミュレーションを取り入れた職員研修等を実施し、緊急時対応プランが実状に即したものを検証し改善する。

【アレルギーに関する事例報告について】

アレルギー事故防止の徹底を図るため、学校の管理下において食物アレルギー（疑い含む）のヒヤリハット事例や発症事例、及び緊急性が高いアレルギー症状（アナフィラキシー）の発症事例があった場合、アレルギー対応委員会において詳細把握と改善策の検討を行い、教職員間で情報を共有し、「アレルギーに関する事例報告書」（様式13）を教育委員会へ提出する。

